



平成21年9月29日（火）開催

臨時株主総会 招集ご通知

目 次

臨時株主総会招集ご通知.....	1
電磁的方法（インターネット等）による 議決権行使について.....	3

株主総会参考書類

議案の上程に至る経緯

1．当社の現状.....	5
2．資本増強の必要性及び 相当性について.....	6
3．資本増強策の全体像と内容.....	9
4．資本増強策実施後の当社グループ.....	19
第1号議案 定款一部変更の件(1)	20
第2号議案 定款一部変更の件(2)	89
第3号議案 第三者割当による募集株式 の有利発行の件.....	90
第4号議案 第三者割当による募集新株予約権 の有利発行の件	158
第5号議案 取締役6名選任の件	173
第6号議案 監査役3名選任の件	177

株式会社 **CSKホールディングス**
(証券コード：9737)

(証券コード 9737)
平成21年9月9日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社 CSKホールディングス
代表取締役社長 福 山 義 人

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記要領により、開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成21年9月28日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年9月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南青山二丁目26番1号
CSK青山ビル 当社3階会議室
3. 会議の目的事項
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件(1)
第2号議案 定款一部変更の件(2)
第3号議案 第三者割当による募集株式の有利発行の件

第4号議案 第三者割当による募集新株予約権の有利発行の件

第5号議案 取締役6名選任の件

第6号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 郵送により議決権をご行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年9月28日(月曜日)午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法(インターネット等)により議決権をご行使される場合には、3ページから4ページの「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使について」をご高覧のうえ、平成21年9月28日(月曜日)午後5時45分までに議決権をご行使ください。
- (3) 代理人により議決権をご行使される場合は、議決権を有する株主様に委任する場合には限られます。また、代理人は1名とさせていただきます。なお、代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに委任状を会場受付にご提出ください。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日前3日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (5) 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.csk.com>)に掲載させていただきます。

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

【電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使される場合のお手続について】

1. 議決権をインターネットによりご行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
 - (3) インターネットによる議決権行使は、平成21年9月28日（月曜日）午後5時45分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されるようお願いいたします。
 - (4) 議決権行使書用紙とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - (5) インターネットにより、複数回数、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft Internet Explorer 5.5 SP2以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】☎[®] 0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎[®] 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

株主総会参考書類

議案の上程に至る経緯

1. 当社の現状

当社は、平成21年3月期において、不動産証券化事業等の金融サービス事業において多額の評価損を計上したこと、また証券事業において株式相場の下落と市況の低迷により業績回復が遅れたこと、事業用固定資産及びのれんに係る減損損失の計上、本社建設中止に係る損失の計上、繰延税金資産の取崩し等により通期連結決算において当期純損失1,615億円を計上することとなりました。その結果、連結自己資本比率は5.5%（平成20年3月期末29.7%）となる等財務状態は従前に比べ非常に厳しい状態となっております。

一方、国内経済は急速な回復が期待できず、企業業績や設備投資動向も厳しい状態が継続すると予想されており、当社の主力事業であります情報サービス事業においても、当面大幅な受注拡大は想定できず、低迷期間の長期化も憂慮される状況にあります。

当社グループの情報サービス事業は、厳しい環境下にはあるものの安定的事業基盤は維持できているとの認識ですが、前期における多大な損失計上及び財務状況の悪化により、株主の皆様をはじめ、当社グループのお客様等のステークホルダーの皆様にも多大なご心配をおかけしたことに鑑み、「CSKグループの再生に向けた取り組み」として、平成21年3月期第4四半期より次の事項を実施してまいりました。

事業リスクの低減：金融サービス事業の縮小及び資産・事業売却、資本増強、資金・財務の安定化・借入金の長期化の検討

事業再構築：本業である情報サービス事業における事業撤退等も含む収益基盤の強化、徹底したコスト削減の実施

ガバナンス体制の拡充：経営体制面の整備

これらの活動を通じ、可及的速やかな「財務体質の強化策の実行及びそれを通じた信用不安の解消」が喫緊の経営課題と認識しております。

2. 資本増強の必要性及び相当性について

(1) 資本増強の必要性

前項記載のCSKグループの再生に向けた取り組みは、いずれも今後の成長発展のために必要不可欠な事項であります。これらの背景には当社グループが抱える構造的な経営リスクとして、「不動産証券化事業に係るリスク」、「資金リスク」、「自己資本毀損リスク」の3項目があり、それぞれの内容は次のとおりであります。

《不動産証券化事業に係るリスク》

不動産証券化事業については、全ての保有案件を速やかに売却するという方針のもと、平成21年3月期第4四半期以降売却体制を強化し積極的に売却活動を進めておりますが、昨年来の世界的信用不安に加え、非常に厳しい国内経済環境を背景に、不動産市場の急速な回復は期待できないことから、全案件の投資回収を早期に完了させることは困難な状況にあります。

また、不動産証券化事業のうち開発案件に関しては、一部は完成に向け建設工事等は継続しており、その進捗に応じた開発費用の拠出や契約等に基づく資金負担が必要となる可能性があり、また稼働案件に関しても物件収益の悪化等に伴い契約等に基づく資金負担が必要となる可能性があります。

加えて、不動産証券化事業に係る資産については、会計基準に準拠した適正価格にて評価しておりますが、不動産市況の急速な回復が見込めないことから、追加の評価損リスクが継続して存在しております。

これらの不動産証券化事業に係る「投資回収遅延、追加支出の可能性、追加の評価損の可能性」は、次の「資金リスク」及び「自己資本毀損リスク」の要因となっていることから、当社グループの再生にとって、当該不動産証券化事業に係るリスクの遮断が不可欠であり、今回の資本増強も当該リスクへの対応が主要な目的となっております。

《資金リスク》

不動産証券化事業の投資回収が想定どおり進まない中、開発案件等について追加の資金支出が必要となる可能性があり、これらの資金支出は通常の運転資金の確保及び金融機関からの短期借入金、長期借入金、並びに社債及び新株予約権付社債の返済に影響を与えることを意味しております。このように不動産証券化事業の継続は、当社グループを資金リスクにさらすことを意味し、資金・財務面での信用力を低下させる要因となっております。

《自己資本毀損リスク》

不動産証券化事業に関し、不動産市況の急速な回復が見込めない中、売却が想定どおり進まないことを背景に追加の評価損リスクが継続して存在しております。当社グループの純資産は従前に比べ大幅に減少しておりますが、追加の評価損の発生や売却損により更に悪化する可能性があり、純資産の減少が資本市場における信用や事業取引における与信に影響を与えております。

【資本増強の必要性】

これらの3項目のリスクに的確に対処し、当社グループの中長期的な企業価値の改善を図るためには、当社の経営リスクの主要因である不動産証券化事業から撤退し、リスクを遮断するべきとの結論に至りました。

この不動産証券化事業からの撤退により、これに起因する資金リスクや自己資本毀損リスクは原則として排除できることとなります。もっとも、これに伴い発生する不動産証券化事業からの撤退その他の事業整理により、約550億円の損失が発生し、約300億円の債務超過に陥ることが見込まれます。このため、当該債務超過を解消し、加えて今後の成長と財務基盤の健全性確保のために、今回の時期及び今回の規模での資本増強が必要不可欠であると判断いたしました。

これらの経営施策の検討と並行して、取引銀行各行とも協議・検討を続けてまいりました。取引銀行各行からは、従前より、当社グループの資金面で日々ご協力をいただいておりますが、今般当社グループの事業継続と将来の成長に一層のご理解を賜りました。その結果、取引銀行各行とは、A C A株式会社（以下、「A C A」といいます。）との間で合意した後述の不動産リスクの遮断策（以下、「本不動産リスク遮断策」といいます。詳細は、後記3（1）をご参照ください。）並びに優先株式及び新株予約権の引き受けを内容とする資本増強策（以下、「A C A資本増強策」といいます。詳細は、後記3（1）をご参照ください。なお、本不動産リスク遮断策とあわせて、以下、「A C A支援策」と総称します。）の実行を前提として、デット・エクイティ・スワップ（借入金の資本化）による資本増強300億円と、取引銀行各行に対する総額500億円の短期借入債務の長期借入債務への借り換え（詳細は、後記3（1）をご参照ください。）を内容とする支援策（以下、あわせて「取引銀行支援策」と総称します。）に係る合意をいたしました。

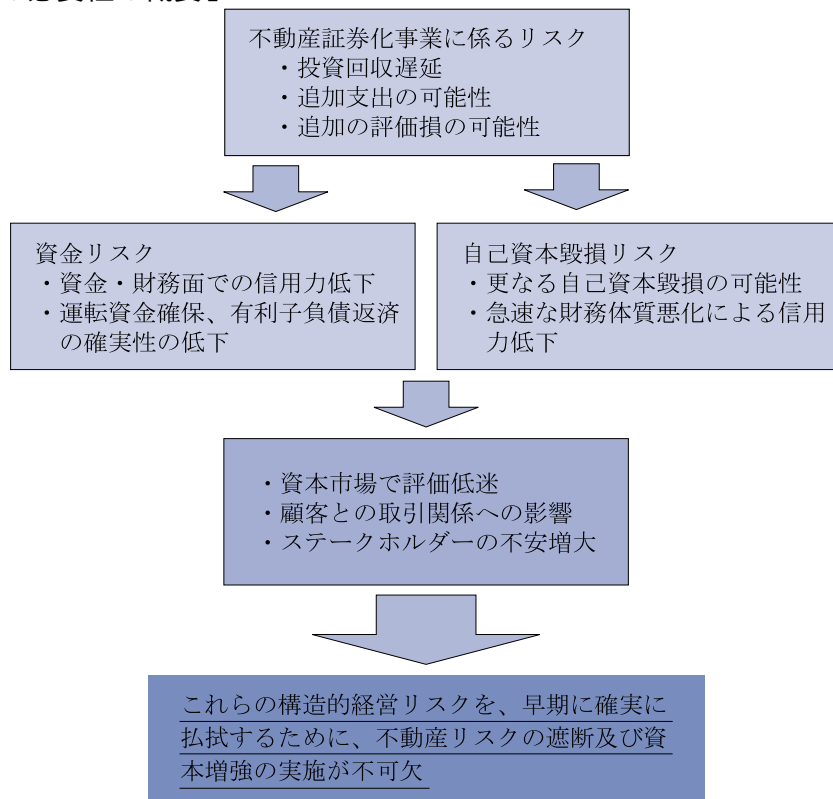
一方、当社グループの再生に向け、取引銀行各行との協議・検討と並行して不動産証券化リスクの遮断と新たなキャッシュの流入を伴う資本増強を含めた財務基盤の健全性の確保に向けた施策の検討も進めてまいりましたが、当社グループの企業価値及び将来性に十分にご理解を頂いたA C Aと本年7月2日に資本増強に関する基本合意を締結する

に至りました。基本合意以降、同社と不動産リスクの遮断や資本増強策についての具体的方法や内容を検討してまいりましたが、取引銀行支援策の実行を前提として、本年9月8日、A C A支援策の実行に係る最終的な合意をいたしました。

当社グループとしては、今回の取引銀行支援策及びA C A支援策の実行を通じて、不動産証券化事業からの撤退と資本増強という二つの目的を同時に達成し、もって経営リスクを回避し、速やかに業績の回復と企業価値の向上を目指すことが我々に課せられた責務であると強く認識しております。このことから、取引銀行支援策及びA C A支援策の実施に必要となる議案につきまして、株主様のご承認をいただきたく本臨時株主総会を開催することといたしました。

株主の皆様には、多大なるご心配をおかけしておりますが、本臨時株主総会の各議案に是非ともご賛同いただきたくお願い申し上げます。

【資本増強の必要性の概要】



(2) 資本増強の相当性

資本増強の方法としては、第三者割当増資を用いる方法以外にも、公募増資を用いる方法等もございます。しかし、当社は、現時点における当社の信用力及び格付け等に鑑みると、公募増資を行っても十分な資本増強を行うことができないおそれが大きいものと判断いたしました。また、当社は、他のエクイティ・スポンサー及び当社グループの再生に向けたその他の財務施策についても、ファイナンシャル・アドバイザーや弁護士等の専門家の意見を参考に詳細に比較検討いたしました。当社の置かれた状況のもとにおいては、以下に記載するスキームが最適であると最終的に判断いたしました。

3. 資本増強策の全体像と内容

(1) スキームの全体像

本不動産リスク遮断策の概要

(i) 当社グループにおいて実際に不動産証券化事業を行う連結子会社でありますCSKファイナンス株式会社(以下、「CSKファイナンス」といいます。)の発行済株式の全部、及び()当社がCSKファイナンスに対して有する貸付債権のうち約1,200億円を、ACAが無限責任組合員として管理・運営するACAプロパティーズ投資事業有限責任組合に対して総額約5億円で譲渡するものであります。なお、当該譲渡に伴って、その他の事業整理による損失とあわせ約550億円の損失が発生することが見込まれます。

従って、本不動産リスク遮断策のみを単独で実施した場合、現在の当社の財務内容を前提としますと、この損失計上により、当社は約300億円の債務超過状態となる見込みですが、本不動産リスク遮断策は、あくまでも下記 に記載しております取引銀行支援策と下記 に記載しておりますACA資本増強策の実施を前提として実行される予定であり、不動産リスクの遮断と同時に資本の増強及び短期借入金債務の長期化を行うことから、一連の取引を一体としてみると、債務超過を解消し、健全な財務基盤を確保することが可能であります。

なお、CSKファイナンスへの貸付債権の一部は譲渡せず引き続き当社で保有し評価額約170億円の貸付債権を保有します。これらの債権については依然として追加評価損等のリスクが残るものの、これらの債権の引き当てとなる物件の状況等もあわせて検討した結果、追加評価損等のリスクが顕在化する可能性は低いと考えております。また、当社が補償等の契約上の義務を負っているポートタウン特定目的会社に係る不動産証券化案件については、これに起因するリスクを可及的に遮断する方策を検討しております。

取引銀行支援策の概要

資本増強及び経営基盤の安定化を目的として、デット・エクイティ・スワップの形態で、取引銀行4行に総額300億円の優先株式（以下、「銀行優先株式」といいます。）を引き受けていただきます。当該デット・エクイティ・スワップにおいては、当社に対する貸付債権を現物出資していただく形で取引銀行4行に銀行優先株式をお引き受けいただくため、当社の債務の圧縮と資本の増強を同時に実現することが可能であり財務基盤の安定化に資するものと考えております。なお、当該デット・エクイティ・スワップの対象に含まれない当該取引銀行4行に対する短期借入債務のうち下記内入弁済予定の75億円を除く500億円については、長期借入債務へ変更することについて取引銀行4行より合意をいただいております。

デット・エクイティ・スワップによる優先株式の発行については、A種及びB種優先株式を発行することを予定しており、優先株式の概要については下記に記載しております。これとあわせて、詳細につきましては、第1号議案及び第3号議案並びに第3号議案別紙1「優先株式発行要項」の1及び2をご参照ください。なお、上記に言及しております取引銀行4行による短期借入債務の借り換えについては、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認されることを条件としております。また、当該短期借入債務の借り換えに当たり、当社は取引銀行4行に対し、合計75億円の内入弁済を行う予定です。当該内入弁済の原資については下記に記載しておりますACCAに対して発行する優先株式の払込金を充当することを予定しております。

なお、かかる取引銀行支援策は、取引銀行4行との間で締結した平成21年9月8日付「協定書」において合意したものです。その詳細な条件については、本臨時株主総会の開催までに別途合意する予定です。また、取引銀行支援策は、ACCA資本増強策の実行を前提として実行されるものでありますことをご了承のうえで、関連する各議案につきご承認くださいますようお願い申し上げます。

ACCA資本増強策の概要

資本増強のために、ACCAの100%子会社である合同会社ACCAインベストメンツ（以下、「ACCAインベストメンツ」といいます。）に総額約160億円の優先株式を引き受けていただきます。また、下記(3)に記載しておりますとおり、当社はACCAインベストメンツからの指名に基づき取締役4名及び監査役2名を招聘する予定であり、ACCAインベストメンツには今後当社の経営に關与していただく予定です。そこで、募集新株予約権の発行により資本参加するACCAインベストメンツに対して当社再建に向けたインセンティブを与えると共に、当社における資金調達にも資するため同社に新株予約権を発行いたします。

具体的には、当社は、C種、D種、E種及びF種優先株式（以下、「ACA優先株式」と総称します。）並びに第6回及び第7回新株予約権（以下、「ACA新株予約権」と総称します。）を発行することとしておりますが、当該ACA優先株式の概要については下記 に、当該ACA新株予約権の概要については下記 に記載しております。これとあわせて、ACA優先株式の詳細につきましては、第1号議案及び第3号議案並びに第3号議案別紙1「優先株式発行要項」の3から6を、ACA新株予約権の詳細については第4号議案及び第4号議案別紙2「新株予約権発行要項」の1及び2をご参照ください。また、ACA優先株式とACA新株予約権とは、同時に発行されることが予定されております。なお、ACA資本増強策は、取引銀行支援策の実行、当社取締役及び監査役の指名権のACAインベストメンツに対する付与、その他ACAインベストメンツ及びACAとの間でACA資本増強策に関して締結した平成21年9月8日付「投資契約書」規定の一定の条件の充足を前提として実行されるものでありますことをご了承のうえで、関連する各議案につきご承認くださいますようお願い申し上げます。

優先株式の主な内容

a. 概要

上記においてご説明しております取引銀行支援策及びA C A資本増強策として当社が発行する各種優先株式の主たる内容は以下のとおりです。

	銀行優先株式		A C A 優先株式			
	A 種	B 種	C 種	D 種	E 種	F 種
発行総額	150億円	150億円	25億3000円	25億30万円	55億円	55億円
優先配当金	普通株式に優先 (優先株式間の優先劣後関係の詳細については、第3号議案別紙1「優先株式発行要項」の1から6をご確認ください。)					
議決権	なし	なし	あり	なし	なし	なし
転換請求権	2017/3/1以降	2019/3/1以降	2010/3/1以降	2010/3/1以降	2011/9/1以降	2013/3/1以降
強制転換権	2027/10/1以降	2029/10/1以降	2029/10/1以降			
償還請求権	2016/3/1以降	2018/3/1以降	2020/3/1以降			
強制償還権	2012/4/1以降		銀行優先株式の発行済株式総数(当社が保有する銀行優先株式を除く。)が最初に零となった日以降(但し、2014/4/1以降に限る。)			

優先株式を6種類発行する理由は、転換権や償還権の行使可能時期をずらすことで普通株主の皆様の議決権に急激な希薄化が生じることを防止しながら、引受先である銀行及びA C Aインベストメンツ並びに発行体である当社が、当社の将来の資金状況及び財務状況を見定めながら、段階的かつ機動的に転換及び償還できるようにするためであります。

b. 議決権

銀行優先株式についても、A C A 優先株式(C種優先株式を除く。)についても当社株主総会における議決権はありません。また、当社が優先配当金全額の支払いを行うことができなかった場合であっても、かかる無配を理由として、これらの優先株式に議決権が発生することはありません。

これに対し、A C A 優先株式のうち、C種優先株式に関しては当社株主総会における議決権を有しております。A C A インベストメンツは、当社に対し、新たに資本を注入し、下記(3)に記載のとおり、A C A インベストメンツからの指名に基づき新任役員(取締役4名、監査役2名)も招聘すること等に鑑み、A C A

インベストメントにも当社株主総会における議決権を一定程度保有していただくことといたしました。なお、議決権総数に対するC種優先株式が有する議決権の割合は、C種優先株式の発行直後の時点において、約20%となる見込みです。

c. 当社普通株式への転換

銀行優先株式のうち、A種優先株式については2017年3月1日から、B種優先株式については2019年3月1日から、当社普通株式への転換請求権を行使することが可能となります（普通株式を対価とする取得請求権）。しかしながら、当社は2012年4月1日以降、当社取締役会の判断により銀行優先株式を金銭により随時償還することができるものとされているため、当社の財務状況に応じ、銀行優先株式が普通株式に転換される前に、当社の判断で償還することが可能となっております（金銭を対価とする取得条項）。従って、当社の財務状況が改善した場合には、優先配当金の負担を減らし、また既存の株主の皆様の議決権等に希薄化が生じることを防ぐことが可能となります。

他方、ACA優先株式のうち、C種及びD種優先株式については2010年3月1日から、E種優先株式については2011年9月1日から、F種優先株式については2013年3月1日から、当社普通株式への転換請求権を行使することが可能となります。これに対し、当社による金銭による償還権の行使が可能となるのは2014年4月1日以降となります。ACA優先株式については、銀行優先株式と異なり、当社の成長に対する投資という側面が強いため、投資のインセンティブを高める観点から、ACAによる当社普通株式への転換請求権の行使可能日を、当社による金銭による償還権の行使可能日に先行させることとしております。

当社普通株式への転換請求権の当初転換価額については、当社の財務状況等を考慮した結果、銀行優先株式については(i)給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の普通株式の終値(気配表示を含む)の平均(但し、終値の無い日は除く。)、又は(ii)給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に(但し、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(但し、終値のない日は取引日に含めない。)の普通株式の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(但し、下限は110円)とし、ACA優先株式については110円とすることで合意いたしました。当該当初転換価額については、転換請求権の行使可能日が属する年の翌年以降毎年、3月1日から、当該日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の普通株式の売買高加重平均価格に修正される仕組みとなっております。当該転

換価額の修正については、銀行優先株式においては上限転換価額を当初転換価額の300%とし、下限転換価額を当初転換価額の45%としており、A C A優先株式においては、上限転換価額を当初転換価額とし、下限転換価額を当初転換価額の70%としております。

なお、2029年10月1日以降（但し、A種優先株式については2027年10月1日以降）、当社取締役会の判断により、銀行優先株式及びA C A優先株式のいずれも、当社普通株式に転換することが可能となっております（普通株式を対価とする取得条項）。この場合の転換価額は、銀行優先株式については転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の普通株式のV W A P 価格（以下に定義します。）の単純平均価格、A C A優先株式については転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「V W A P 価格」といいます。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（但し、上記30連続取引日において東京証券取引所においてV W A P 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとします。）に相当する金額（下限は当初転換価額の70%）又は直近の修正後転換価額のどちらか低い方となっております。

d. 金銭による優先株式の償還

銀行優先株式については、A種優先株式が2016年3月1日から、B種優先株式が2018年3月1日から、当社に対する金銭による償還請求権（金銭を対価とする取得請求権）が行使可能となります。また、これに先立って、2012年4月1日以降、当社取締役会の判断により、銀行優先株式を金銭により償還することが可能となっております（金銭を対価とする取得条項）。これは、上記c.において記載したとおり、当社取締役会の判断により、当社の財務状況に応じ、銀行優先株式が普通株式に転換される前に、当社の判断で随時償還することにより、優先配当金の負担を減らし、また既存の株主の皆様の議決権等に希薄化が生じることを防ぐことを可能とするものです。

A C A優先株式については、2020年3月1日以降、当社に対する金銭による償還請求権（金銭を対価とする取得請求権）が行使可能となります。また、2014年4月1日以降、当社取締役会の判断により、A C A優先株式を金銭により償還することが可能となっております（金銭を対価とする取得条項）。但し、当社取締

役会の判断によるA C A優先株式の償還は、先に銀行優先株式の全てが当社により償還されていることを条件としております。

e. 優先配当金

銀行優先株式は、A種優先株式については日本円T I B O R (6カ月物) + 1.0%とし、B種優先株式については日本円T I B O R (6カ月物) + 1.2%としております。また、A種及びB種優先株式の双方について、当社が当該優先配当金の支払いを行うことができない場合には、当該未払いの優先配当金は、翌期に当社が支払うべき優先配当金に累積することとなっております。配当利回りを上記のとおり設定し、また非参加型累積型の株式としたのは、A種及びB種優先株式が当社の既存の借入金債務を現物出資することにより発行されるものであることから、当該原債務と同様の経済条件を設定すべき点等を考慮したものです。なお、A種及びB種優先株式発行後当初3期については、当社に優先配当金の支払義務は発生しないこととなっております。そのため、実際に銀行優先株式の保有者に対して優先配当金を支払うのは2013年3月期からとなります。

一方、A C A優先株式については、C種、D種、E種及びF種優先株式のいずれについても、日本円T I B O R (6カ月物) + 0.5%の優先配当金を支払うこととしております。また、優先配当金の支払いについても、C種、D種、E種及びF種優先株式発行後当初5期については、当社に優先配当金の支払義務は発生しないこととなっております。そのため、実際にA C A優先株式の保有者に対して優先配当金を支払うのは2015年3月期からとなります。このようにA C A優先株式は、銀行優先株式と比べて、優先配当利回りを低く抑え、また優先配当の支払開始年度を遅らせている反面、A C A優先株式は、当社の将来の成長に強く期待して投資していただくという側面を重視し、普通株式への転換については、銀行優先株式と比べて、当社が将来成長した場合における株価上昇の利益をより享受しやすい内容としております(普通株式への転換についての詳細は、上記c.に記載のとおりです。)

新株予約権の主な内容

上記においてご説明しております A C A 資本増強策として当社が発行する第 6 回及び第 7 回新株予約権の主な内容は以下のとおりです。

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
新株予約権の発行時点における払込金額の総額	1 億7160万円	2 億9568万円
権利行使価額	125円	125円
行使価額修正条項	なし	なし
権利行使期間	2010/ 3 / 1 以降2011/ 3 /31まで	2011/ 3 / 1 以降2012/ 3 /31まで
行使による払込金額の総額	最大30億円	最大30億円
強制転換権	なし	なし
強制償還権	なし	なし

上記 A C A 新株予約権は、A C A インベストメンツが、今後当社の経営に関与することから、A C A インベストメンツに対して当社再建に向けたインセンティブを与える必要があること、及び行使の際には当社の資金調達にも資することから発行を行うものです。A C A 新株予約権は第 4 号議案に記載のとおり有利発行により発行されますが、A C A 新株予約権の権利行使期間は第 6 回及び第 7 回の双方とも 1 年間と短期間に設定しており、かつ、その権利行使期間が比較的早期に開始することから、A C A インベストメンツに対して当社の早期再建に向けたインセンティブを付与することができると考えております。なお、A C A 新株予約権には当社の判断により転換（普通株式を対価とする取得条項）又は償還（金銭を対価とする取得条項）を行う権利は付与されておりません。

株式の希薄化について

今般発行する全ての優先株式及び新株予約権が、全て同時に普通株式に転換することができるものと仮定し(なお、優先株式については、保有者が普通株式を対価とする取得請求権を行使するものと仮定)、かつ転換価額及び権利行使価額を各優先株式及び新株予約権の仕組み上の下限値に設定することにより、当該転換後の議決権の数の今般の発行による理論上の最大値を算出すると8,618,568個となります。かかる数を、2009年3月期末時点における発行済みの普通株式の議決権の総数(790,383個)で除した割合(希薄化率)は、約1,090%(小数点以下切り上げ)となります(なお、当社取締役会の判断により、普通株式を対価に強制的に普通株式へ転換すると仮定する場合には、銀行優先株式との関係で転換価額の下限値が設定されていないため、理論上の最大希薄化率を算定することはできません)。

しかしながら、実際には、上記優先株式及び新株予約権が発行された場合においても、C種優先株式以外は議決権がないため、優先株式及び新株予約権の発行の時点で現在の普通株式の保有者の有する議決権に直ちに大幅な希薄化が生じることはありません。また、優先株式の転換や新株予約権の行使が可能となるのは、発行後一定の期間が経過してからであり、かつ原則として種類ごとに転換可能期間をずらしてあるため、発行後直ちに大幅な希薄化が生じないよう配慮しております。加えて、発行後一定の期間が経過した後は、当社の判断により随時優先株式の償還を行うことが可能となるため、この点においても既存株主の皆様の議決権等に対する希薄化が生じる可能性を低減することができる仕組みを採用しております。

更に、当社は、事前に東京証券取引所及びファイナンシャル・アドバイザーや弁護士等の専門家と慎重に協議を行ったうえで、今般発行する優先株式及び新株予約権が存在する限り、当該優先株式及び新株予約権の払込期日から6ヵ月間は発行可能株式総数を増加させないこと、将来において発行可能株式総数を増加する場合は、その時点における発行済みの普通株式の総数の4倍を超えては増加させないこと、及び将来において発行可能株式総数を増加する場合は、その直前に行った発行可能株式総数の増加の時から6ヵ月以上の間隔を空けること、により既存の株主の皆様に、短期間に大幅な希薄化が生じることを可及的に防ぐよう配慮いたします。なお、上記の点に関しては、会社法上は、発行可能株式総数の算定に際して、発行済株式総数(かかる数字には発行済みの普通株式の総数のみならず、発行済みの優先株式の総数

も含まれます。)の4倍まで増加させることができるものとされていますが、当社が今般発行する優先株式及び新株予約権については、これらが普通株式に転換されない限りは発行可能株式総数の増加限度を算定する基礎に含めないこととなります。

このように、会社法上の制限よりも発行可能株式総数の増加限度額を低く設定し、発行可能株式総数を拡大するに当たってその都度株主総会決議により定款変更を行うことを通じて、株主の皆様の意思を段階的に確認することといたします。また、6カ月間に行うことができる授權枠の拡大を1回のみに限定することも、短期に大幅な希薄化が生じる可能性を低減することにつながるものと考えております。

なお、東京証券取引所からは、上記のような段階的な株主意思の確認を行う仕組みを採用することを前提として、今般の優先株式及び新株予約権の発行は株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないものとして、上場廃止事由には該当しないことを確認しております。

(2) 資金使途

上記の資本増強策により得られる資金は、情報サービス事業への経営資源集約による構造改革、当社取引銀行4行に対する75億円の内入弁済、情報サービス事業における事業用資産(データセンター、ソフトウェア等)の維持更新に係る設備投資、今後の成長に向けた研究開発投資及び先行投資、並びに財務基盤の健全性確保等のために使用する予定であります。なお、上記の資本増強策のうち、A C A新株予約権については、発行時点において、払込金額の総額(4億6,728万円)が当社に払い込まれ、その後A C A新株予約権が行使される時点において、随時その行使数に一個あたりの権利行使価額(125円)を乗じた額に相当する金銭(合計最大60億円)が当社に払い込まれることとなります。また、銀行優先株式は、引受人である取引銀行の当社に対する貸付債権を現物出資することにより発行されるものであるため、金銭の払い込みは行われません。

(3) 今後の経営体制

上記(1)の株式及び債権譲渡の対価の総額が支払われること、上記(1)の現物出資の全部が給付期日に給付されること、並びに上記(1)の払込金額の総額が払込期日に払い込まれることを条件として、経営体制を刷新するため、現行の取締役及び監査役は全員辞任し、新たに当社が指名する取締役2名及び監査役1名並びにA C Aインベストメンツが指名する取締役4名及び監査役2名の合計9名(取締役6名及び監査役3名)が、新たに取締役及び監査役に就任する予定です。新任役員の詳細につきましては、第5号議案及び第6号議案をご参照ください。また、新任役員の選任について本臨時株主総会でご承認をいただきましたうえで、平成21年9月30日開催予定の当社取締役会において、代表取締役会長に東明浩氏を、代表取締役社長に中西毅氏を選定する予定です。

(4) 臨時株主総会議案との関係

第1号議案は、取引銀行支援策に基づく取引銀行による増資引き受け、及びA C A資本増強策に基づくA C Aインベストメンツによる増資引き受けに対応するために、優先株式を発行する旨、その他所要の定款変更を付議するものです。

第2号議案は、A C Aインベストメンツが指名する社外取締役及び社外監査役が期待される役割を一層発揮できるように、また、今後も見識・経験の豊富な社外取締役及び社外監査役を招聘できるよう定款変更を付議するものです。

第3号議案及び第4号議案は、取引銀行支援策及びA C A資本増強策に基づく増資に係る募集株式の有利発行、A C A資本増強策に基づく新株予約権の有利発行につき、株主の皆様よりご承認をお願いするものであります。

第5号議案及び第6号議案は、上記(3)でご説明いたしました今後の経営体制を前提にA C Aインベストメンツが指名する取締役及び監査役を含む新任取締役及び新任監査役の選任をお願いするものであります。

4. 資本増強策実施後の当社グループ

当社グループは、前記の一連の資本増強策等の検討と並行して、金融サービス事業やその他事業の整理・縮小を進めており、また、主力事業である情報サービス事業につきましても、選択と集中を進めてまいりました。そのため、今回の一連の資本増強策をご承認いただけた場合、当社グループのリスク要因である「不動産証券化事業に係るリスク」、「資金リスク」、「自己資本毀損リスク」を回避することが可能となり、財務面及び事業面での健全性・信頼性が確保できるものと考えております。

加えて、今回の資本増強により改善した財務体質及び新経営体制のもとで、当社グループが長年培ってきた技術力・顧客基盤・人材等の経営資源を活かした経営施策の実行が可能となるものと考えております。また、厳しい経済環境にも対応できる収益基盤の拡充、将来の成長性確保のための施策の推進ができるようになり、その結果、当社グループの企業価値を中長期的に高めることになるものと考えております。

第1号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

- (1) 第3号議案及び第4号議案でご承認をお願いいたしております「第三者割当による募集株式の有利発行の件」及び「第三者割当による募集新株予約権の有利発行の件」に基づく優先株式及び新株予約権の発行により、早急に財務基盤の安定化を図り、もって収益力強化を実現すること等を目的とするものであります。
- (2) また、当社取締役会の招集手続を円滑に実施することを可能とすることにより、当社及び当社グループの業務執行に係る意思決定を迅速化することを目的として所要の修正を加えることをあわせてお願いするものであります。
- (3) なお、本議案は、本臨時株主総会における第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記変更案及び定款変更案別紙AからFに記載のとおりであります。

(下線__部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(前略)	(前略)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、29,800万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、29,800万株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> <u>普通株式29,800万株</u> <u>A種優先株式15,000株</u> <u>B種優先株式15,000株</u> <u>C種優先株式227,273株</u> <u>D種優先株式2,273株</u> <u>E種優先株式5,000株</u> <u>F種優先株式5,000株</u>
(新設)	(A種優先株式)
	<u>第6条の2 A種優先株式の内容は、別紙Aのとおりとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(B種優先株式)</u> 第6条の3 B種優先株式の内容は、別紙Bのとおりとする。
(新設)	<u>(C種優先株式)</u> 第6条の4 C種優先株式の内容は、別紙Cのとおりとする。
(新設)	<u>(D種優先株式)</u> 第6条の5 D種優先株式の内容は、別紙Dのとおりとする。
(新設)	<u>(E種優先株式)</u> 第6条の6 E種優先株式の内容は、別紙Eのとおりとする。
(新設)	<u>(F種優先株式)</u> 第6条の7 F種優先株式の内容は、別紙Fのとおりとする。
(中略) (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は100株とする。	(中略) (単元株式数) 第8条 当会社の <u>普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の単元株式数はそれぞれ1株とする。</u>
(中略)	(中略)
(新設)	<u>(種類株主総会)</u> 第18条の2 第13条第2項、第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるべき種類株主総会の決議に、第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定によるべき種類株主総会の決議に、それぞれ準用する。
(中略)	(中略)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>取締役会議長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会議長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれにかわる。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該取締役に欠員または事故あるときは</u>、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれにかわる。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>別紙A</u> (注：変更の内容は定款変更案別紙Aをご参照ください。)</p> <p><u>別紙B</u> (注：変更の内容は定款変更案別紙Bをご参照ください。)</p> <p><u>別紙C</u> (注：変更の内容は定款変更案別紙Cをご参照ください。)</p> <p><u>別紙D</u> (注：変更の内容は定款変更案別紙Dをご参照ください。)</p> <p><u>別紙E</u> (注：変更の内容は定款変更案別紙Eをご参照ください。)</p> <p><u>別紙F</u> (注：変更の内容は定款変更案別紙Fをご参照ください。)</p>

A種優先株式の内容

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

a. A種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「A種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. A種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先中間配当」という。）を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) A種優先株式の残余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

5. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本7項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2012年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（ ）A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、（ ）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、（ ）当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、（ ） 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、()給付期日（割当日）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）、又は()給付期日（割当日）の翌日に先立つ45取引日目（ただし、終値のない日は取引日に含めない。）に始まる30取引日（ただし、終値のない日は取引日に含めない。）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれが高い方（ただし、下限は110円とする。）とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c . 転換価額の調整

. 転換価額調整式

当社は、A種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 . の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v . 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2027年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式については、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

B 種優先株式の内容

1 . 優先配当金

(1) B 種優先配当金

a . B 種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「B種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b . B 種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先中間配当」という。）を行う。

3．残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4．優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

5．議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6．優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当会社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当会社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本7項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2012年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（ ）B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、（ ）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、（ ）当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、（ ） 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、()給付期日（割当日）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）、又は()給付期日（割当日）の翌日に先立つ45取引日目（ただし、終値のない日は取引日に含めない。）に始まる30取引日（ただし、終値のない日は取引日に含めない。）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれが高い方（ただし、下限は110円とする。）とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c . 転換価額の調整

. 転換価額調整式

当社は、B種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 . の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v . 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付すると引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

C種優先株式の内容

1. 優先配当金

(1) C種優先配当金

a. C種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「C種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってC種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該C種優先中間配当の金額を控除した額をC種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、C種優先配当金額とC種優先中間配当の金額の合計額は1,100円（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるC種優先配当以外には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. C種優先配当金の金額

C種優先配当金額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額（11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、C種優先配当又はC種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がC種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の1株当たりの払込金額（11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行う。

3．残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、11,000円（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。C種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、C種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、C種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4．優先順位

- (1) C種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) C種優先株式の残余財産の分配順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5．議決権

C種優先株主は、株主総会において、1株を1単位とし、1単位につき1個の議決権を有する。

6．譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

7．優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

- (2) 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。また、当社は、新株予約権無償割当てを行うときは、当社の取締役会が合理的に判断するところにより、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに新株予約権無償割当てを行うことができる。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

C種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してC種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本8項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきC種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるC種優先株式1株当たりの取得価額は、11,000円（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするC種優先配当に係るC種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本 8 項に基づく C 種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9 . 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、A 種優先株式及び B 種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する A 種優先株式及び B 種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降いつでも（ただし、2014 年 4 月 1 日以降に限る。）、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社が C 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得する C 種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における C 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、11,000 円（ただし、C 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする C 種優先配当に係る C 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ 365 で除して算出した額（1 円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

10 . 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

C 種優先株主は、2010 年 3 月 1 日以降いつでも、本 10 項第 (3) 号に定める条件で、当社が C 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（ ）C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったC種優先株式の数に、（ ）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のC種優先株式についてのみ、当該C種優先株主の株式対価取得請求に基づくC種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるC種優先株式以外の株式対価取得請求に係るC種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するC種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたC種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るC種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるC種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、（ ）当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、（ ） 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったC種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がC種優先株式の取得と引換えにC種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該C種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、C種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・転換価額調整式

当社は、C種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 ．の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v ．転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくC種優先株式の株式対価取得請求日にC種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、C種優先株式の取得と引換えに、当該C種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

C種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、C種優先配当及びC種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

D種優先株式の内容

1. 優先配当金

(1) D種優先配当金

a. D種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「D種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってD種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該D種優先中間配当の金額を控除した額をD種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、D種優先配当金額とD種優先中間配当金の金額の合計額は110,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるD種優先配当以外には、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. D種優先配当金の金額

D種優先配当金額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、D種優先配当又はD種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がD種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「D種優先中間配当」という。）を行う。

3．残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。D種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、D種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、D種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4．優先順位

- (1) D種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) D種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5．議決権

D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6．譲渡制限

譲渡によるD種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

7．優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してD種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本8項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきD種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるD種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするD種優先配当に係るD種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本 8 項に基づく D 種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9 . 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、A 種優先株式及び B 種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する A 種優先株式及び B 種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降いつでも（ただし、2014 年 4 月 1 日以降に限る。）、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社が D 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、D 種優先株主又は D 種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得する D 種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における D 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000 円（ただし、D 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする D 種優先配当に係る D 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ 365 で除して算出した額（1 円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

10 . 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D 種優先株主は、2010 年 3 月 1 日以降いつでも、本 10 項第 (3) 号に定める条件で、当社が D 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（ ）D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式の数に、（ ）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のD種優先株式についてのみ、当該D種優先株主の株式対価取得請求に基づくD種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるD種優先株式以外の株式対価取得請求に係るD種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するD種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたD種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るD種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるD種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、（ ）当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、（ ） 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がD種優先株式の取得と引換えにD種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該D種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、D種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・転換価額調整式

当社は、D種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 ①の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくD種優先株式の株式対価取得請求日にD種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、D種優先株式の取得と引換えに、当該D種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

D種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、D種優先配当及びD種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

E 種優先株式の内容

1. 優先配当金

(1) E 種優先配当金

a. E 種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、E種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「E種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「E種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってE種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該E種優先中間配当の金額を控除した額をE種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、E種優先配当金額とE種優先中間配当の金額の合計額は110,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるE種優先配当以外には、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. E 種優先配当金の金額

E種優先配当金額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、E種優先配当又はE種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がE種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「E種優先中間配当」という。）を行う。

3．残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。E種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、E種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、E種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4．優先順位

- (1) E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) E種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5．議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6．譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

7．優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、E種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してE種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本8項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、E種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきE種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるE種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするE種優先配当に係るE種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本 8 項に基づく E 種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9 . 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、A 種優先株式及び B 種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する A 種優先株式及び B 種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降いつでも（ただし、2014 年 4 月 1 日以降に限る。）、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社が E 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、E 種優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得する E 種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000 円（ただし、E 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする E 種優先配当に係る E 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ 365 で除して算出した額（1 円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

10 . 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E 種優先株主は、2011 年 9 月 1 日以降いつでも、本 10 項第 (3) 号に定める条件で、当社が E 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（ ）E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったE種優先株式の数に、（ ）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のE種優先株式についてのみ、当該E種優先株主の株式対価取得請求に基づくE種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるE種優先株式以外の株式対価取得請求に係るE種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するE種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたE種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るE種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるE種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、（ ）当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、（ ）当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったE種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がE種優先株式の取得と引換えにE種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、E種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2012年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・転換価額調整式

当社は、E種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 . の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v . 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくE種優先株式の株式対価取得請求日にE種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、E種優先株式の取得と引換えに、当該E種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

E種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、E種優先配当及びE種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

F 種優先株式の内容

1 . 優先配当金

(1) F 種優先配当金

a . F 種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）又はF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、F種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「F種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「F種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってF種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該F種優先中間配当の金額を控除した額をF種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、F種優先配当金額とF種優先中間配当の金額の合計額は110,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるF種優先配当以外には、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b . F 種優先配当金の金額

F種優先配当金額は、F種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、F種優先配当又はF種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円（6ヵ月物）トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円（6ヵ月物）ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がF種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「F種優先中間配当」という。）を行う。

3．残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。F種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、F種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、F種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4．優先順位

- (1) F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) F種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5．議決権

F種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6．譲渡制限

譲渡によるF種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

7．優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、F種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してF種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本8項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、F種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきF種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本 8 項に基づく F 種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9 . 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、A 種優先株式及び B 種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する A 種優先株式及び B 種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降いつでも（ただし、2014 年 4 月 1 日以降に限る。）、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社が F 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、F 種優先株主又は F 種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得する F 種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における F 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000 円（ただし、F 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする F 種優先配当に係る F 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ 365 で除して算出した額（1 円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

10 . 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

F 種優先株主は、2013 年 3 月 1 日以降いつでも、本 10 項第 (3) 号に定める条件で、当社が F 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（ ）F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式の数に、（ ）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のF種優先株式についてのみ、当該F種優先株主の株式対価取得請求に基づくF種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるF種優先株式以外の株式対価取得請求に係るF種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するF種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたF種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るF種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるF種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、（ ）当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、（ ） 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がF種優先株式の取得と引換えにF種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、F種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2014年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・転換価額調整式

当社は、F種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 ．の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v ．転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、F種優先株式の取得と引換えに、当該F種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

F種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、F種優先配当及びF種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

第2号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を一層発揮できるように、また、今後も見識・経験の豊富な社外取締役及び社外監査役を招聘できるよう第1号議案による変更後の定款に変更案第26条（社外取締役との責任限定契約）及び変更案第33条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものです。なお、第26条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) また、上記各条文の新設に伴い必要となる条文の繰り下げを行うものであります。
- (3) なお、本議案は、本臨時株主総会における第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記変更案に記載のとおりであります。

（下線__部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
(前略)	(前略)
(新設)	(社外取締役との責任限定契約)
第26条 ~ 第31条	第26条 当会社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、会社法第2条第15号に定める社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(条文省略)	第27条 ~ 第32条
(新設)	(現行どおり、条数を繰り下げ)
	(社外監査役との責任限定契約)
	第33条 当会社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、会社法第2条第16号に定める社外監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第32条 ~ 第34条	第34条 ~ 第36条
(条文省略)	(現行どおり、条数を繰り下げ)

第3号議案 第三者割当による募集株式の有利発行の件

会社法第199条第2項の規定に基づき、特に有利な条件で発行する募集株式の発行について、特別決議によるご承認をお願いするものであります。

なお、本議案記載の各優先株式はその全部を同時に発行することを前提としており、一部のみを発行することは予定しておりません。また、本議案は、本臨時株主総会における第1号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件いたします。

1. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額で募集株式の発行をすることを必要とする理由

当社では、平成21年5月15日発表の平成21年3月期に係る決算のとおり、不動産証券化事業等の金融サービス事業において多額の評価損を計上したこと、また証券事業において株式相場下落と市況の低迷により業績回復が遅れたこと等による損失計上により、平成21年3月期末における総資産に占める自己資本の比率は5.5%となり、平成20年3月期末における同比率29.7%と比較して大幅に減少いたしました。

このような状況のもと、当社は業績回復と財務基盤の安定化の2点に重点的に取り組んでおります。財務基盤の安定化に向けて解決すべき課題は「不動産リスクの遮断」「銀行支援による資金の安定化」「資本の増強」であります。

従前より、これらの課題の解決に向けて様々な選択肢を検討して参りましたが、取引銀行4行に対するデット・エクイティ・スワップ（借入金の資本化）により債務を圧縮することで資本を増強し、また、デット・エクイティ・スワップの対象に含まれない短期借入債務のうち内入弁済予定の75億円を除く500億円については、長期借入債務に変更することにより、財務基盤を安定させるとともに、ACA株式会社からの支援を受けて、不動産リスクの遮断と資本増強を行うことにより、更なる経営基盤の強化を目指していくことが不可欠であるとの判断に至りました。

早急に財務基盤の安定化を図り、もって収益力強化を実現させることにより、株主の皆様のご期待にお応えして参りますためにも、本議案に記載の内容を有する優先株式の発行及び第4号議案に記載の内容を有する新株予約権の発行を実施

することを最善の策と判断したうえで、本議案のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、募集株式の発行価格（払込金額）が特に有利な金額に該当する可能性があることを踏まえて、本総会でのご承認をお願いするものであります。株主の皆様におかれましては、何卒諸事情をご賢察のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

2. 募集株式の内容

A種優先株式

別紙1「優先株式発行要項」1をご参照ください。

B種優先株式

別紙1「優先株式発行要項」2をご参照ください。

C種優先株式

別紙1「優先株式発行要項」3をご参照ください。

D種優先株式

別紙1「優先株式発行要項」4をご参照ください。

E種優先株式

別紙1「優先株式発行要項」5をご参照ください。

F種優先株式

別紙1「優先株式発行要項」6をご参照ください。

別紙 1

優先株式発行要項

1. 優先株式発行要項（A種優先株式）

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社CSKホールディングスA種優先株式（以下「A種優先株式」という。） |
| (2) 募集株式の数 | 15,000株 |
| (3) 募集株式の払込金額 | 1株につき1,000,000円 |
| (4) 払込金額の総額 | 15,000,000,000円 |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は7,500,000,000円（1株につき500,000円）とし、増加する資本準備金の額は7,500,000,000円（1株につき500,000円）とする。 |
| (6) 募集方法 | 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
住友信託銀行株式会社 5,350株
株式会社三井住友銀行 5,650株
株式会社三菱東京UFJ銀行 2,143株
株式会社みずほコーポレート銀行 1,857株 |
| (7) 各割当先の出資の目的とする財産の内容及び価額 | a. 住友信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社の当会社に対する以下の債権
2009年8月28日付約束手形に基づく貸付債権金50億円の全額
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金80億円のうち金3億5000万円
b. 株式会社三井住友銀行
株式会社三井住友銀行の当会社に対する以下の債権
2008年9月30日付特殊当座借越契約書に基づく貸付債権金105億円のうち金56億5000万円
c. 株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行の当会社に対する以下の債権
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金50億円のうち金21億4300万円
d. 株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対する以下の債権
2003年12月26日付特別当座貸越約定書に基づく貸付債権金130億円のうち金18億5700万円 |
| (8) 給付期日 | 2009年9月30日 |

(9) A種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）

a. A種優先配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「A種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってA種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のA種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

- (10) A種優先株式に対する剰余金の配当（優先中間配当）
当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先中間配当」という。）を行う。
- (11) 累積条項
ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。
- (12) 非参加条項
A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (13) 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。また、A種優先株式の残余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

(15) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(17) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(17)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(17)項若しくは第(18)項又はB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(17)項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(18) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式については、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

(19) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本(19)項第c.号に定める条件で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「A種優先株式取得請求」という。)

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記(19)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(19)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、(i)給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、A種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- ・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求の競合

本(19)項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

- (20) A種優先株式取得請求受付場所
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (21) A種優先株式取得請求の効力発生
取得請求書が所定のA種優先株式取得請求受付場所に到達した時にA種優先株式取得請求の効力が生じる。
- (22) 普通株式を対価とする取得条項
- a. 取得条項の内容
当会社は、2027年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。
- b. 一部強制取得
A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。
- (23) 除斥期間
当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。
- (24) その他
上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当会社株主総会において定款変更を含むA種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

2. 優先株式発行要項（B種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社CSKホールディングスB種優先株式（以下「B種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 15,000株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,000,000円
- (4) 払込金額の総額 15,000,000,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は7,500,000,000円（1株につき500,000円）とし、増加する資本準備金の額は7,500,000,000円（1株につき500,000円）とする。
- (6) 募集方法 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
- | | |
|-----------------|--------|
| 住友信託銀行株式会社 | 5,350株 |
| 株式会社三井住友銀行 | 5,650株 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,143株 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,857株 |
- (7) 各割当先の出資の目的とする財産の内容及び価額
- a. 住友信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社の当会社に対する以下の債権
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金50億円の全額
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金80億円のうち金3億5000万円
- b. 株式会社三井住友銀行
株式会社三井住友銀行の当会社に対する以下の債権
2008年9月30日付特殊当座借越契約書に基づく貸付債権金105億円のうち金48億5000万円
2009年8月28日付特殊当座借越契約書に基づく貸付債権金50億円のうち金8億円
- c. 株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行の当会社に対する以下の債権
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金50億円のうち金21億4300万円
- d. 株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対する以下の債権
2003年12月26日付特別当座貸越約定書に基づく貸付債権金130億円のうち金18億5700万円
- (8) 給付期日 2009年9月30日

(9) B種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）

a. B種優先配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「B種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってB種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のB種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

- (10) B種優先株式に対する剰余金の配当（優先中間配当）
当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先中間配当」という。）を行う。
- (11) 累積条項
ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。
- (12) 非参加条項
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (13) 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。また、B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

(15) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(17) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

B種優先株主は、当会社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当会社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(17)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当にかかるB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(17)項若しくは第(18)項又はA種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(17)項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(18) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式については、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

(19) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本(19)項第c.号に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「B種優先株式取得請求」という。)

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記(19)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(19)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWA P価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、B種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。
- 調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 . の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- ・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求の競合

本(19)項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

- (20) B種優先株式取得請求受付場所
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (21) B種優先株式取得請求の効力発生
取得請求書が所定のB種優先株式取得請求受付場所に到達した時にB種優先株式取得請求の効力が生じる。
- (22) 普通株式を対価とする取得条項
- a. 取得条項の内容
当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。
- b. 一部強制取得
B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。
- (23) 除斥期間
当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。
- (24) その他
上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当社株主総会において定款変更を含むB種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

3. 優先株式発行要項（C種優先株式）

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社CSKホールディングスC種優先株式（以下「C種優先株式」という。） |
| (2) 募集株式の数 | 227,273株 |
| (3) 募集株式の払込金額 | 1株につき11,000円 |
| (4) 払込金額の総額 | 2,500,003,000円 |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は1,250,001,500円（1株につき5,500円）とし、増加する資本準備金の額は1,250,001,500円（1株につき5,500円）とする。 |
| (6) 申込期日 | 2009年9月30日 |
| (7) 払込期日 | 2009年9月30日 |
| (8) 募集方法 | 第三者割当の方法により、全てのC種優先株式を合同会社ACAインベストメントに割り当てる。 |
| (9) C種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当） | |

a. C種優先配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「C種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってC種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該C種優先中間配当の金額を控除した額をC種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、C種優先配当金額とC種優先中間配当の金額の合計額は1,100円（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当会社は、上記に定めるC種優先配当以外には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のC種優先配当金の金額

C種優先配当金額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額（11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当率」とは、C種優先配当又はC種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) C種優先株式に対する剰余金の配当（優先中間配当）

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の1株当たりの払込金額（11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行う。

(11) 非累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がC種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(12) 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、11,000円（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。C種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、C種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、C種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

C種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。また、C種優先株式の残余財産の分配順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

(15) 議決権

C種優先株主は、株主総会において、1株を1単位とし、1単位につき1個の議決権を有する。

(16) 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(17) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。また、当社は、新株予約権無償割当てを行うときは、当社の取締役会が合理的に判断するところにより、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに新株予約権無償割当てを行うことができる。

(18) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

C種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してC種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(18)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきC種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるC種優先株式1株当たりの取得価額は、11,000円（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするC種優先配当に係るC種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(18)項若しくは第(19)項又はA種優先株式、B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(18)項に基づくC種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(19) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がC種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するC種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるC種優先株式1株当たりの取得価額は、11,000円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当に係るC種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

(20) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

C種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、本(20)項第c.号に定める条件で、当会社がC種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「C種優先株式取得請求」という。)

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（ ）C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったC種優先株式の数に、（ ）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のC種優先株式についてのみ、当該C種優先株主の株式対価取得請求に基づくC種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるC種優先株式以外の株式対価取得請求に係るC種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するC種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたC種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るC種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるC種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、（ ）当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、（ ）当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったC種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(20)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(20)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当会社がC種優先株式の取得と引換えにC種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該C種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、C種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、C種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合、調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 1. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- ・転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求等の競合

本(20)項に基づくC種優先株式の株式対価取得請求日にC種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(21) C種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(22) C種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のC種優先株式取得請求受付場所に到達した時にC種優先株式取得請求の効力が生じる。

(23) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、C種優先株式の取得と引換えに、当該C種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

C種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(24) 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、C種優先配当及びC種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(25) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当社株主総会において定款変更を含むC種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

4. 優先株式発行要項（D種優先株式）

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社CSKホールディングスD種優先株式（以下「D種優先株式」という。） |
| (2) 募集株式の数 | 2,273株 |
| (3) 募集株式の払込金額 | 1株につき1,100,000円 |
| (4) 払込金額の総額 | 2,500,300,000円 |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は1,250,150,000円（1株につき550,000円）とし、増加する資本準備金の額は1,250,150,000円（1株につき550,000円）とする。 |
| (6) 申込期日 | 2009年9月30日 |
| (7) 払込期日 | 2009年9月30日 |
| (8) 募集方法 | 第三者割当の方法により、全てのD種優先株式を合同会社ACAインベストメンツに割り当てる。 |
| (9) D種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当） | |

a. D種優先配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「D種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってD種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該D種優先中間配当の金額を控除した額をD種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、D種優先配当金額とD種優先中間配当の金額の合計額は110,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるD種優先配当以外には、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のD種優先配当金の金額

D種優先配当金額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当率」とは、D種優先配当又はD種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) D種優先株式に対する剰余金の配当(優先中間配当)

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「D種優先中間配当」という。)を行う。

(11) 非累積条項

ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がD種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(12) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。D種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、D種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、D種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

D種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。また、D種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

(15) 議決権

D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 譲渡制限

譲渡によるD種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(17) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(18) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

D種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してD種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(18)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきD種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるD種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするD種優先配当に係るD種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(18)項若しくは第(19)項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(18)項に基づくD種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(19) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がD種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するD種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるD種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするD種優先配当に係るD種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

(20) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

D種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、本(20)項第c.号に定める条件で、当会社がD種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「D種優先株式取得請求」という。)

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（ ）D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式の数に、（ ）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のD種優先株式についてのみ、当該D種優先株主の株式対価取得請求に基づくD種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるD種優先株式以外の株式対価取得請求に係るD種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するD種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたD種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るD種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるD種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、（ ）当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、（ ） 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(20)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(20)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当会社がD種優先株式の取得と引換えにD種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該D種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、D種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、D種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 1. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- ・転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求等の競合

本(20)項に基づくD種優先株式の株式対価取得請求日にD種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(21) D種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(22) D種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のD種優先株式取得請求受付場所に到達した時にD種優先株式取得請求の効力が生じる。

(23) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、D種優先株式の取得と引換えに、当該D種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

D種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(24) 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、D種優先配当及びD種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(25) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当社株主総会において定款変更を含むD種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

5. 優先株式発行要項（E種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社CSKホールディングスE種優先株式（以下「E種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 5,000株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,100,000円
- (4) 払込金額の総額 5,500,000,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は2,750,000,000円（1株につき550,000円）とし、増加する資本準備金の額は2,750,000,000円（1株につき550,000円）とする。
- (6) 申込期日 2009年9月30日
- (7) 払込期日 2009年9月30日
- (8) 募集方法 第三者割当の方法により、全てのE種優先株式を合同会社ACAインベストメンツに割り当てる。
- (9) E種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）

a. E種優先配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、E種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「E種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「E種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってE種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該E種優先中間配当の金額を控除した額をE種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、E種優先配当金額とE種優先中間配当の金額の合計額は110,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるE種優先配当以外には、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のE種優先配当金の金額

E種優先配当金額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当率」とは、E種優先配当又はE種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) E種優先株式に対する剰余金の配当（優先中間配当）

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「E種優先中間配当」という。）を行う。

(11) 非累積条項

ある事業年度において、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がE種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(12) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。E種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、E種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、E種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。また、E種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

(15) 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

(17) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、E種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(18) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

E種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してE種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(18)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、E種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきE種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるE種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするE種優先配当に係るE種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(18)項若しくは第(19)項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(18)項に基づく E 種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(19) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、A 種優先株式及び B 種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当会社が保有する A 種優先株式及び B 種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降いつでも（ただし、2014年 4 月 1 日以降に限る。）、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社が E 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、E 種優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得する E 種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、E 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする E 種優先配当に係る E 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ 365 で除して算出した額（1 円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

(20) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

E 種優先株主は、2011年 9 月 1 日以降いつでも、本(20)項第 c. 号に定める条件で、当会社が E 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「E 種優先株式取得請求」という。）。

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったE種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のE種優先株式についてのみ、当該E種優先株主の株式対価取得請求に基づくE種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるE種優先株式以外の株式対価取得請求に係るE種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するE種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたE種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るE種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるE種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったE種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(20)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(20)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当会社がE種優先株式の取得と引換えにE種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該E種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、E種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2012年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、E種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

- 上記本号 . の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。
- () 合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・ 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・ 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求等の競合

本(20)項に基づくE種優先株式の株式対価取得請求日にE種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(21) E種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(22) E種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のE種優先株式取得請求受付場所に到達した時にE種優先株式取得請求の効力が生じる。

(23) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、E種優先株式の取得と引換えに、当該E種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

E種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(24) 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、E種優先配当及びE種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(25) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当社株主総会において定款変更を含むE種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

6. 優先株式発行要項（F種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社CSKホールディングスF種優先株式（以下「F種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 5,000株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,100,000円
- (4) 払込金額の総額 5,500,000,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は2,750,000,000円（1株につき550,000円）とし、増加する資本準備金の額は2,750,000,000円（1株につき550,000円）とする。
- (6) 申込期日 2009年9月30日
- (7) 払込期日 2009年9月30日
- (8) 募集方法 第三者割当の方法により、全てのF種優先株式を合同会社ACAインベストメンツに割り当てる。
- (9) F種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）

a. F種優先配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）又はF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、F種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「F種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「F種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってF種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該F種優先中間配当の金額を控除した額をF種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、F種優先配当金額とF種優先中間配当の金額の合計額は110,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるF種優先配当以外には、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のF種優先配当金の金額

F種優先配当金額は、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当率」とは、F種優先配当又はF種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) F種優先株式に対する剰余金の配当(優先中間配当)

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先中間配当」という。)を行う。

(11) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がF種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(12) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。F種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、F種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、F種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。また、F種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

(15) 議決権

F種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 譲渡制限

譲渡によるF種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(17) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、F種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(18) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

F種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してF種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(18)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、F種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきF種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(18)項若しくは第(19)項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(18)項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(19) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するF種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

(20) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

F種優先株主は、2013年3月1日以降いつでも、本(20)項第c.号に定める条件で、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「F種優先株式取得請求」という。）。

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のF種優先株式についてのみ、当該F種優先株主の株式対価取得請求に基づくF種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるF種優先株式以外の株式対価取得請求に係るF種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するF種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたF種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るF種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるF種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(20)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(20)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当会社がF種優先株式の取得と引換えにF種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該F種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、F種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2014年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、F種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号 . の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合、調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 1. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- ・転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求等の競合

本(20)項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(21) F種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(22) F種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のF種優先株式取得請求受付場所に到達した時にF種優先株式取得請求の効力が生じる。

(23) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、F種優先株式の取得と引換えに、当該F種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

F種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(24) 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、F種優先配当及びF種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(25) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当社株主総会において定款変更を含むF種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

第4号議案 第三者割当による募集新株予約権の有利発行の件

会社法第238条第2項の規定に基づき、特に有利な条件で発行する募集新株予約権の発行について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案記載の各新株予約権はその全部を同時に発行することを前提としており、一部のみを発行することは予定しておりません。また、本議案は、本臨時株主総会における第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 募集新株予約権を引き受ける者に対して特に有利な払込金額で募集新株予約権の発行をすることを必要とする理由

当社では、平成21年5月15日発表の平成21年3月期に係る決算のとおり、不動産証券化事業等の金融サービス事業において多額の評価損を計上したこと、また証券事業において株式相場下落と市況の低迷により業績回復が遅れたこと等による損失計上により、平成21年3月期末における総資産に占める自己資本の比率は5.5%となり、平成20年3月期末における同比率29.7%と比較して大幅に減少いたしました。

このような状況のもと、当社は業績回復と財務基盤の安定化の2点に重点的に取り組んでおります。財務基盤の安定化に向けて解決すべき課題は「不動産リスクの遮断」「銀行支援による資金の安定化」「資本の増強」であります。

従前より、これらの課題の解決に向けて様々な選択肢を検討してまいりましたが、取引銀行4行に対するデット・エクイティ・スワップ（借入金の資本化）により債務を圧縮することで資本を増強し、また、デット・エクイティ・スワップの対象に含まれない短期借入債務のうち内入弁済予定の75億円を除く500億円については、長期借入債務に変更することにより、財務基盤を安定させるとともに、A C A株式会社からの支援を受けて、不動産リスクの遮断と資本増強を行うことにより、更なる経営基盤の強化を目指していくことが不可欠であるとの判断に至りました。そして、合同会社A C Aインベストメンツが、今後当社の経営に関与することから、合同会社A C Aインベストメンツに対して当社再建に向けたインセンティブを与える必要があること、及び行使の際には当社の資金調達にも資することから、本議案に記載の内容を有する新株予約権の発行を行うことが有用であると判断いたしました。

早急に財務基盤の安定化を図り、もって収益力強化を実現させることにより、株主の皆様のご期待にお応えしてまいりますためにも、第3号議案に記載の概要を内容とする優先株式の発行及び本議案に記載の概要を内容とする新株予約権の発行を実施いたしますことを最善の策と判断したうえで、本議案のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、募集新株予約権の発行価格（払込金額）が特に有利な金額に該当するものと考え、本総会でのご承認をお願いするものであります。株主の皆様におかれましては、何卒諸事情をご賢察のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

2. 募集新株予約権の内容

第6回新株予約権

別紙2「新株予約権発行要項」1をご参照ください。

第7回新株予約権

別紙2「新株予約権発行要項」2をご参照ください。

別紙 2

新株予約権発行要項

1. 第 6 回新株予約権発行要項

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 新株予約権の名称 | 株式会社 C S K ホールディングス第 6 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) |
| (2) 本新株予約権の総数 | 240,000個 |
| (3) 本新株予約権の払込金額 | 1 個につき715円 |
| (4) 本新株予約権の払込金額の総額 | 171,600,000円 |
| (5) 募集又は割当方法及び割当先 | 第三者割当の方法により、合同会社 A C A インベストメンツに240,000個を割り当てる。 |
| (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合には、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (7) 払込期日 | 2009年 9 月30日 |
| (8) 割当日 | 2009年 9 月30日 |
| (9) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当会社の普通株式とし、その総数は 24,000,000株とする。また、本新株予約権 1 個の目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は100株とする。ただし、下記第(13)項に定める行使価額 (下記第(11)項において定義される。) の調整事由が生じた場合には、割当株式数は、調整直前の行使価額に調整直前の割当株式数を乗じて得られる数を、調整後の行使価額で除して得られる数に調整される。なお、かかる割当株式数の調整の結果生ずる 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。 |

(10) 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しない。

(11) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- a . 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、本項第b. 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。ただし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。
- b . 本新株予約権の行使に際して出資される当会社の普通株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、125円とする。ただし、第(13)項によって調整される。

(12) 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

(13) 行使価額の調整

a . 行使価額調整式

当会社は、本新株予約権の発行後、下記本項第b. 号に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、下記本項第c. 号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

上記行使価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に下記本項第b.号又は本項第c.号に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

b. 行使価額調整事由

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ・上記本項第a.号に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号 . の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ・当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の行使価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ・ 上記本項第a.号に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本項第a.号に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。調整後の行使価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- ・ 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

c. その他の行使価額の調整

上記本項第b.号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な行使価額に調整を行う。

- ・ 合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ・ その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ・ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- d . 行使価額による調整を行わない場合
行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後行使価額は、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生した場合の行使価額調整式において調整前行使価額とする。
- e . 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権に係る新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。
- (14) 本新株予約権を行使することができる期間
2010年3月1日から2011年3月31日までの期間（以下「権利行使期間」という。）とする。
- (15) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (16) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (17) 譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
- (18) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- a . 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - b . 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - c . 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
 - d . 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - e . 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券
第(6)項、第(10)項、第(14)項ないし第(16)項及び第(18)項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
 - f . 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
- (19) 本新株予約権の行使及び払込の方法
- a . 本新株予約権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に必要事項を記入し、記名捺印又は署名の上、これを権利行使期間中に下記第(20)項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - b . 前号の行使請求書に加えて、行使価額の総額を現金にて下記第(21)項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。

c . 本項に従い本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(20) 行使請求受付場所

株式会社CSKホールディングス 経営管理部

(21) 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

住友信託銀行株式会社 東京営業部

(22) 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、上記第(19)項第a.号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ上記第(19)項第b.号の行使価額の総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は当該行使価額の総額が指定口座に入金された日のいずれか遅い日に発生する。

(23) その他

上記に定めるものの他、本新株予約権の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当会社株主総会において定款変更を含むA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の発行に必要な議案が承認されること、並びに金融商品取引法その他関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

2. 第7回新株予約権発行要項

- (1) 新株予約権の名称 株式会社CSKホールディングス第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
- (2) 本新株予約権の総数 240,000個
- (3) 本新株予約権の払込金額 1個につき1,232円
- (4) 本新株予約権の払込金額の総額 295,680,000円
- (5) 募集又は割当方法及び割当先 第三者割当の方法により、合同会社ACAインベストメンツに240,000個を割り当てる。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合には、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 払込期日 2009年9月30日
- (8) 割当日 2009年9月30日
- (9) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当会社の普通株式とし、その総数は24,000,000株とする。また、本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。ただし、下記第(13)項に定める行使価額（下記第(11)項において定義される。）の調整事由が生じた場合には、割当株式数は、調整直前の行使価額に調整直前の割当株式数を乗じて得られる数を、調整後の行使価額で除して得られる数に調整される。なお、かかる割当株式数の調整の結果生ずる1株未満の端数が生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。
- (10) 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しない。

- (11) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- a. 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、本項第b.号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。ただし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。
 - b. 本新株予約権の行使に際して出資される当会社の普通株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、125円とする。ただし、第(13)項によって調整される。

(12) 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

(13) 行使価額の調整

a. 行使価額調整式

当会社は、本新株予約権の発行後、下記本項第b.号に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、下記本項第c.号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

上記行使価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に下記本項第b.号又は本項第c.号に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

b. 行使価額調整事由

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ・上記本項第a.号に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号 . の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ・当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の行使価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- ・上記本項第a.号に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本項第a.号に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。
調整後の行使価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ・普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

c. その他の行使価額の調整

上記本項第b.号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当会社取締役会が判断する合理的な行使価額に調整を行う。

- ・合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ・その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ・行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

d. 行使価額による調整を行わない場合

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後行使価額は、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生した場合の行使価額調整式において調整前行使価額とする。

- e. 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権に係る新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

- (14) 本新株予約権を行使することができる期間
2011年3月1日から2012年3月31日までの期間（以下「権利行使期間」という。）とする。
- (15) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (16) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (17) 譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
- (18) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- a. 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- b. 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- c. 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- d. 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

- e. 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券
第(6)項、第(10)項、第(14)項ないし第(16)項及び第(18)項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
 - f. 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
- (19) 本新株予約権の行使及び払込の方法
- a. 本新株予約権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に必要な事項を記入し、記名捺印又は署名の上、これを権利行使期間中に下記第(20)項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - b. 前号の行使請求書に加えて、行使価額の総額を現金にて下記第(21)項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。
 - c. 本項に従い本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (20) 行使請求受付場所
株式会社CSKホールディングス 経営管理部
- (21) 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
住友信託銀行株式会社 東京営業部
- (22) 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、上記第(19)項第a.号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ上記第(19)項第b.号の行使価額の総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は当該行使価額の総額が指定口座に入金された日のいずれか遅い日に発生する。
- (23) その他
上記に定めるものの他、本新株予約権の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当会社株主総会において定款変更を含むA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の発行に必要な議案が承認されること、並びに金融商品取引法その他関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

第5号議案 取締役6名選任の件

本議案は、当社グループの再生にあたり、新たな経営体制の整備が必要であることから、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、本臨時株主総会における第1号、第3号及び第4議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本臨時株主総会における第3号議案に基づくA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の払込金額の総額並びに第4号議案に基づく新株予約権の払込金額の総額が払込期日に払い込まれること、及び本不動産リスク遮断策に基づき譲渡されるCSKファイナンス株式会社に係る株式の対価及び債権の対価の総額が支払われることを条件とするもので、当該払込期日に選任の効力が生じるものといたします。なお、当社の現在の取締役5名（福山義人氏、鈴木孝博氏、広瀬省三氏、奥島孝康氏及び和気洋子氏）全員からは、本議案に基づく取締役の選任の効力が生じることを条件として、当該選任の効力発生と同時に取締役を辞任する旨の辞任届を受領しております。

本議案は、ACA資本増強策と一体をなすものであり、当社グループの再生のためにも、是非とも本議案のご承認をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)
1	東 明 浩 (昭和36年9月23日生)	0株	昭和61年4月 (株)リクルート入社 平成12年1月 ウィット・キャピタル証券(株)入社 平成14年2月 アントファクトリージャパン(株)(現アント・キャピタル・パートナーズ(株))入社 平成14年2月 エーエフジェー・パートナーズ証券(株)代表取締役 平成16年9月 チェッカーモーターズ(株)代表取締役 平成17年3月 アント・コーポレートアドバイザー(株)(現ACA(株))代表取締役社長(現在) 平成18年5月 アントケアホールディングス(株)代表取締役社長(現在) 平成18年6月 (株)本間ゴルフ代表取締役社長 平成18年6月 日興アントファクトリー(株)取締役専務執行役員 平成20年10月 (株)アルテディア取締役(現在) 平成21年4月 (株)ウィーブ取締役(現在) 平成21年6月 (株)メディスコーポレーション代表取締役社長(現在) (他の法人等の代表状況) アントケアホールディングス(株)代表取締役社長 ACA(株)代表取締役社長 (株)メディスコーポレーション代表取締役社長

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)
2	中西 毅 (昭和31年9月13日生)	4,132株	<p>昭和54年4月 当社入社</p> <p>平成14年6月 当社取締役ネットサービス事業本部長</p> <p>平成15年6月 当社執行役員ネットサービス事業本部長</p> <p>平成16年4月 当社常務執行役員IT開発本部長</p> <p>平成18年4月 (株)CSKシステムズ常務執行役員中部グループ統括担当</p> <p>平成19年4月 CSKシステムズ中部設立準備(株)(現(株)CSKシステムズ中部)代表取締役社長</p> <p>平成20年4月 (株)CSKシステムズ常務執行役員</p> <p>平成21年3月 当社執行役員(現在)</p> <p>(他の法人等の代表状況)</p> <p>(株)CSKシステムズ代表取締役社長</p> <p>希世軟件系統(上海)有限公司董事長</p>
3	熊崎 龍安 (昭和33年5月2日生)	10,122株	<p>昭和56年4月 当社入社</p> <p>平成16年4月 当社執行役員経理部長 兼 事業経理部長</p> <p>平成18年4月 当社執行役員経理部長 兼 内部統制推進室長</p> <p>平成20年6月 コスモ証券(株)専務取締役</p> <p>平成21年1月 当社常務執行役員</p> <p>平成21年4月 当社常務執行役員財務経理部長(現在)</p> <p>平成21年6月 コスモ証券(株)取締役(現在)</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)
4	堀江 聡 寧 (昭和47年9月29日生)	0株	<p>平成8年4月 住友商事(株)入社</p> <p>平成17年4月 住商オートインベストメント(株)取締役兼 マネージングディレクター</p> <p>平成19年9月 ウイルプラスホールディングス(株)取締役 (現在)</p> <p>平成20年1月 メディア・キャピタル・パートナーズ(株) 取締役</p> <p>平成20年7月 福岡クライスラー(株)取締役(現在)</p> <p>平成21年1月 アント・コーポレートアドバイザー(株) (現A C A(株)) マネージング・パートナ ー(現在)</p> <p>平成21年4月 (株)ウィーヴ取締役(現在)</p> <p>平成21年8月 合同会社A C A インベストメント職務執 行者(現在)</p>
5	山崎 弘之 (昭和36年2月3日生)	0株	<p>昭和58年4月 住友商事(株)入社</p> <p>平成8年1月 米国フェニックスコア社Vice President (ニューヨーク)</p> <p>平成11年1月 米国住友商事会社機電第一部門機械部長 (シカゴ)</p> <p>平成12年11月 住友商事(株)情報電子部企画マーケティング 長</p> <p>平成14年6月 住商エレクトロニクス(株)監査役</p> <p>平成21年4月 住友商事(株)メディア・ライフスタイル総 括部参事(現在)</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)
6	近藤勝重 (昭和21年4月19日生)	0株	昭和44年11月 (株)ダイエー入社 昭和63年7月 日本ドリーム観光(株)専務取締役 平成2年6月 (株)ダイエー事業開発本部長 平成4年6月 リクルートグループ・ファーストファイナンス(株)常務取締役 平成12年9月 (株)ダイエー・ホールディングス・コーポレーション代表取締役社長 平成12年10月 日本CFO協会専務理事 平成14年7月 (株)TCブレインズ代表取締役会長 平成16年6月 日本CFO協会副理事長(現在) 平成17年6月 (株)NSI取締役(現在) 平成18年4月 日本天然素材(株)監査役(現在) 平成18年6月 三和デンタル(株)監査役(現在) 平成21年7月 (株)テンポスバスターズ取締役(現在)

- 〔注〕1. 候補者のうち、山崎弘之氏及び近藤勝重氏は社外取締役候補者であります。
2. 東明浩氏及び堀江聡寧氏が兼任しているACA(株)及びACA(株)が出資する合同会社ACAインベストメントは、当社との間で、当社の運営や第3号議案に基づくC種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式発行に係る引受並びに、第4号議案に基づく新株予約権発行に関する引受等に係る投資契約を締結しております。また、ACA(株)及びACA(株)が無責任組合員として管理・運営するACAプロパティーズ投資事業有限責任組合は、当社との間で、当社子会社であるCSKファイナンス(株)の全発行済株式及び当社がCSKファイナンス(株)に対して有する債権の一部に係る譲渡契約を締結しております。上記以外、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の選任理由
 山崎弘之氏は、上記略歴に記載のとおり、住友商事(株)における国内・国外での豊富な営業経験に加え、企画部門の業務経験を有しており、当社グループの今後の事業展開に有益な助言をしていただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 近藤勝重氏は、上記略歴に記載の会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言していただくため、社外取締役候補者いたしました。
4. 社外取締役候補者と当社との間で締結する予定の責任限定契約について
 山崎弘之氏及び近藤勝重氏は、それぞれの選任が承認可決された場合、当社との間で、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 監査役3名選任の件

本議案は、当社グループの再生にあたり、新たな経営体制の整備が必要であることから、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、本臨時株主総会における第1号、第3号及び第4号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本臨時株主総会における第3号議案に基づくA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の払込金額の総額並びに第4号議案に基づく新株予約権の払込金額の総額が払込期日に払い込まれること、及び本不動産リスク遮断策に基づき譲渡されるCSKファイナンス株式会社に係る株式の対価及び債権の対価の総額が支払われることを条件とするもので、当該払込期日に選任の効力が生じるものといたします。なお、当社の現在の監査役3名（東敬司氏、峯岸芳幸氏及び田中克郎氏）全員からは、本議案に基づく監査役の選任の効力が生じることを条件として、当該選任の効力発生と同時に監査役を辞任する旨の辞任届を受領しております。

本議案は、ACA資本増強策と一体をなすものであり、当社グループの再生のためにも、是非とも本議案のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)
1	播磨昭彦 (昭和37年5月24日生)	0株	昭和60年4月 (株)加ト吉入社 昭和62年11月 当社入社 平成14年6月 当社監査室長(現在)
2	石川岩雄 (昭和12年3月14日生)	0株	昭和35年4月 玉塚證券(株)入社 昭和43年11月 公認会計士深瀬事務所入所 昭和45年10月 公認会計士西谷遠藤共同事務所(現監査法人トーマツ)入所 昭和61年10月 同社代表社員 平成7年5月 同社常務代表社員 平成14年3月 アントファクトリージャパン(株)(現アント・キャピタル・パートナーズ(株))監査役 平成15年5月 (株)セキチュー監査役(現在) 平成20年3月 アライドテレシス(株)取締役 平成20年12月 アント・コーポレートアドバイザー(株)(現ACA(株))監査役(現在) 平成21年3月 アライドテレシス(株)監査役(現在)

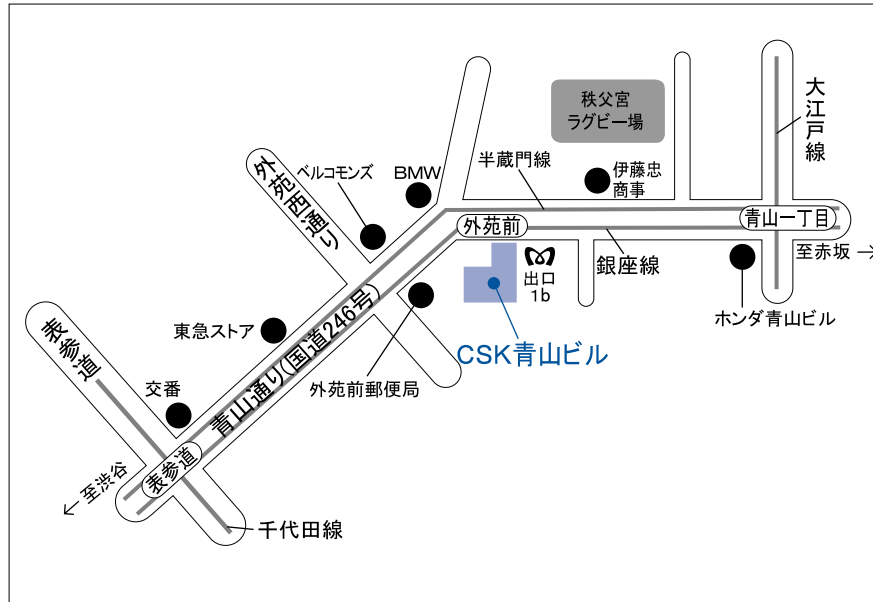
候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)
3	下二井政信 (昭和21年11月16日生)	0株	昭和45年4月 三菱重工業(株)入社 平成8年10月 三菱自動車工業(株)水島自動車製作所総務部長 平成9年10月 同社法務部長 平成12年2月 同社関連会社部長 平成13年6月 同社税務部長 平成15年6月 三菱自動車エンジニアリング(株)取締役 平成19年7月 CDS(株)顧問 平成21年3月 信田缶詰(株)顧問(現在)

- 〔注〕1. 候補者のうち、石川岩雄氏及び下二井政信氏は社外監査役候補者であります。
2. 石川岩雄氏が兼任しているACA(株)及びACA(株)が出資する合同会社ACAインベストメンツは、当社との間で、当社の運営や第3号議案に基づくC種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式発行に係る引受並びに、第4号議案に基づく新株予約権発行に関する引受等に係る投資契約を締結しております。また、ACA(株)及びACA(株)が無限責任組合員として管理・運営するACAプロパティーズ投資事業有限責任組合は、当社との間で、当社子会社であるCSKファイナンス(株)の全発行済株式及び当社がCSKファイナンス(株)に対して有する債権の一部に係る譲渡契約を締結しております。上記以外、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外監査役候補者の選任理由
石川岩雄氏は、上記略歴に記載のとおり、ACA(株)に関与している方であり、事業再生に関する経験とノウハウを有しており、また、公認会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。
- 下二井政信氏は、上記略歴に記載の会社における業務経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。
4. 社外監査役候補者と当社との間で締結する予定の責任限定契約について
石川岩雄氏及び下二井政信氏は、それぞれの選任が承認可決された場合、当社との間で、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区南青山二丁目26番1号
CSK青山ビル 当社3階会議室
電話(03)6438-3901(代表)



- ・地下鉄銀座線「外苑前駅」1b出口よりすぐ
- ・地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」より徒歩9分
- ・地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」より徒歩10分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当社「CSK青山ビル」にご入館の際は、お手数ですが本「招集ご通知」又は同封しました「議決権行使書用紙」を1階入口にてご提示ください。

